

令和4年4月

職員各位

医学部・附属病院事務局人事課

(人事担当)

給料表の切替について

平成31年4月1日に法人統合されて以降、令和4年3月31日までの期間については、統合にかかる特例措置適用期間として、それぞれ職員の区分に応じて、旧法人における給与制度が適用されていましたが、令和4年4月1日からは統合にかかる特例措置が終了となり、本法人の本来の制度の適用が開始されます。

これに伴い、大阪公立大学医学部附属病院職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程にもとづき、令和4年4月1日付で別紙のとおり切替えを行います。

※本資料における用語の定義については以下のとおりです。

- ・病院承継職員…平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、かつ合併前の公立大学法人大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継された者
- ・病院区分職員…平成31年4月1日以降に本法人に採用され、医学部附属病院で勤務する者のうち、切替えの前日に（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程による（旧）市大給与制度が適用されていた者

1 病院承継職員の切替について

(1) 給料表の切替

切替後に適用される給料表の種類は、切替前の給料表と同じものとなります。

切替前給料表 ((旧) 市大給与制度の給料表)	切替後給料表 (新給与制度の給料表)
一般職給料表 (1)	一般職給料表 (1)
一般職給料表 (2)	一般職給料表 (2)
医療職給料表	医療職給料表
看護職給料表 (1)	看護職給料表 (1)
看護職給料表 (2)	看護職給料表 (2)

(2) 級・号給の切替

切替前に適用されている給料表の種類に応じて切替後の級・号給は下表のとおりとなります。

切替前給料表 ((旧) 市大給与制度の給料表)	級・号給の切替方法 (新給与制度の給料表)								
一般職給料表 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 級の切替 下表のとおり切替 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>切替前の級</th> <th>切替後の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 級</td> <td>3 級</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>2 級及び 1 級</td> <td>1 級</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 号給の切替 地域手当率が 11.8% に変更となることを踏まえて、切替後の級における切替えの前日に受けていた給料月額に対して 103.86% を乗じて得られる金額 (円未満切り上げ。以下「引上げ後給料月額」) と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) に切替 (引上げ後給料月額が切替後の級の最低号給の金額を下回る場合は、最低号給に切替) 	切替前の級	切替後の級	4 級	3 級	3 級	2 級	2 級及び 1 級	1 級
切替前の級	切替後の級								
4 級	3 級								
3 級	2 級								
2 級及び 1 級	1 級								
一般職給料表 (2) 医療職給料表 看護職給料表 (1) 看護職給料表 (2)	切替前に受けていた級・号給と同一の級・号給に切替 (新給料表自体が地域手当率が 11.8% に変更となることを踏まえて引き上げた金額となるため、同一の級・号給で切替)								

※切替日において昇格があった場合は切替前給料表において昇格させた場合に得られる級・号給・給料月額を基礎とします。

(3) 課長代理級の場合の級・号給の切替

以下の手順で切替後の級及び号給を決定します。

手順1：年俸制における退職手当基礎額（＝給料月額に相当）の算出方法^{※1}を準用して、切替前に受けている基本年俸から給料月額相当額^{※2}を算出

手順2：手順1で算出した額を切替前の給料月額とみなして、上記(2)の切替前の給料表が一般職給料表(1)である職員の例により切替後の給料月額を決定

※1 年俸制における退職手当基礎額の算出方法について

退職手当基礎額は以下の算式により算出します。

$$\frac{(\text{「基本年俸額」} - \text{「手当相当額 (＝184,440 円)」}) \times 0.07184}{1} \text{ (円未満切り捨て)}$$

※2 給料月額相当額を算出する際の基本年俸の調整措置について

年俸制では、令和3年度分の定時改定（定期昇給に相当）は次年度6月に実施することから、切替前に受けている基本年俸額をそのまま用いると、1年分の昇給を受けない状態で切り替えることとなるため、一律標準の成績であるものとして、令和3年度分の定時改定を実施した場合の基本年俸額を基礎として、給料月額相当額を算出することとします。

※3 令和4年4月1日付で課長代理級となった者の取り扱い

令和4年4月1日付で課長代理級となった場合は、旧市大給与制度で課長代理級となったと仮定した場合に受けることとなる基本年俸額を算定し、当該基本年俸額を基礎として、上記手順1及び手順2に従い、切替後の給料月額を決定します。この場合、令和4年4月1日付で課長代理級となった者については、令和4年1月の定期昇給をすでに受けていることから、※2に記載の調整措置は行いません。

(4) 切替にかかる経過措置

切替後に一般職給料表（1）が適用される者及び課長代理級の者で、切替後の給料月額及び給料月額に係る地域手当の合計額（以下「給与月額」）が、切替前の給与月額を下回る者については、昇格又は昇給により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、切替前の給与月額を保障して支給します。

また、諸手当の算定については、切替前の給与月額に対応する給料月額により算定することとします。

【参考資料】

別添1「病院承継職員の一般職給料表（1）適用者の切替例」

2 病院区分職員の切替について

(1) 給料表の切替

切替後に適用される給料表の種類は、切替前の給料表と同じものとなります。

切替前給料表 ((旧) 市大給与制度の給料表)	切替後給料表 (新給与制度の給料表)
一般職給料表 (1)	一般職給料表 (1)
一般職給料表 (2)	一般職給料表 (2)
医療職給料表	医療職給料表
看護職給料表 (1)	看護職給料表 (1)
看護職給料表 (2)	看護職給料表 (2)

(2) 級・号給の切替

切替前に適用されている給料表の種類に応じて切替後の級・号給は下表のとおりとなります。

切替前給料表 ((旧) 市大給与制度の給料表)	級・号給の切替方法 (新給与制度の給料表)
一般職給料表 (1)	採用の日から令和4年4月以降に適用が開始される制度を適用されていたものとみなして、採用時の初任給を再算定し、当該初任給の額に採用の日から令和4年3月31日までの期間における業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受けることとなる号給に切替
一般職給料表 (2) 医療職給料表 看護職給料表 (1) 看護職給料表 (2)	切替前に受けていた級・号給と同一の級・号給に切替 (新給料表自体が地域手当率が11.8%に変更となることを踏まえて引き上げた金額となるため、同一の級・号給で切替)

※切替日において昇格があった場合は切替前給料表において昇格させた場合に得られる級・号給・給料月額を基礎とします。

(3) 切替にかかる経過措置

切替後に一般職給料表(1)が適用される者で、切替後の給料月額及び給料月額に係る地域手当の合計額(以下「給与月額」)が、切替前の給与月額を下回る者については、昇格又は昇給により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、切替前の給与月額を保障して支給します。

また、諸手当の算定については、切替前の給与月額に対応する給料月額により算定することとします。

【参考資料】

別添2「病院区分職員の一般職給料表(1)適用者の切替例」